

阿賀野市規則第 4 8 号

阿賀野市児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市児童クラブ設置条例施行規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「健康推進課、教育委員会、各小学校、各種団体等」を「関係機関」に改める。

別表中

「

阿賀野市コスモス児童クラブ	7 0 人
---------------	-------

」

を

「

阿賀野市コスモス児童クラブ	1 1 0 人
---------------	---------

」

に改める。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「㊟」を削る。

第 4 号様式から第 6 号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市児童クラブ設置条例施行規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。